

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 の 概 要

1 認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護	2 認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護	3 小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護																							
<p>(1) 認知症対応型通所介護とは 認知症である者を対象として、デイサービスセンターに通所し、入浴排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">利用者</td> <td style="width: 40%;">認知症対応型通所介護</td> <td style="width: 50%;">要介護 1～5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防認知症対応型通所介護</td> <td>要支援 1・要支援 2</td> </tr> </table>	利用者	認知症対応型通所介護	要介護 1～5		介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・要支援 2	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護とは 要介護者・要支援者(要支援1は除く)であって認知症である者について、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">利用者</td> <td style="width: 40%;">認知症対応型共同生活介護</td> <td style="width: 50%;">要介護 1～5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防認知症対応型共同生活介護</td> <td>要支援 2</td> </tr> </table>	利用者	認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5		介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護とは 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「通い」を中心として、要介護者・要支援者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するもので、日常生活の世話及び生活機能訓練を行うことをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">利用者</td> <td style="width: 40%;">小規模多機能型居宅介護</td> <td style="width: 50%;">要介護 1～5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防小規模多機能型居宅介護</td> <td>要支援 1・要支援 2</td> </tr> </table>	利用者	小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5		介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・要支援 2					
利用者	認知症対応型通所介護	要介護 1～5																							
	介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・要支援 2																							
利用者	認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5																							
	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2																							
利用者	小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5																							
	介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・要支援 2																							
<p>(2) 事業所の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">認知症対応型通所介護</td> <td style="width: 15%;">単独型</td> <td style="width: 70%;">利用定員 12人以下</td> </tr> <tr> <td>併設型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用型</td> <td>利用定員 3人以下</td> </tr> </table> <p>※ 単独型…併設型ではない事業所 ※ 併設型…特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院・その他社会福祉法に規定する社会福祉施設・特定施設に併設する事業所 ※ 共用型…指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定地域密着型特定施設・指定地域密着型介護老人福祉施設において、行われるもの。</p>	認知症対応型通所介護	単独型	利用定員 12人以下	併設型		共用型	利用定員 3人以下	<p>(2) 指定基準の概要</p> <p>① 人員に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">介護従業者</td> <td>・利用者3人に対し、1人以上(うち1人以上は常勤) ・夜間は夜勤1人以上</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>・管理者は、認知症介護に関する専門的な知識及び経験を有し、認知症高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの・常勤 1人(兼務可)</td> </tr> <tr> <td>計画作成担当者</td> <td>・計画作成担当者は、事業所ごとに介護支援専門員を少なくとも1人以上配置する。2人以上配置する場合は、1人が介護支援専門員であれば、その他の計画作成に関し実務経験を有する者でも可 ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの</td> </tr> </table> <p>※ 代表者・管理者及び計画担当作成者は、その資質を確保するため厚生労働大臣が定める研修を修了していること</p> <p>② 設備に関する基準</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下(単位は「ユニット」)。 イ 居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備等その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備 ウ 居室は原則個室とし、居室の面積は、7.43㎡(4.5畳)以上とすること エ 利用者の家族や住民との連携、交流の機会が確保される地域に立地すること</p> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア 入退居 イ 介護等 ウ 社会生活上の便宜の提供等 エ 調査への協力等 オ 管理者による管理 カ 認知症対応型共同生活介護計画の作成 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ ハラスメント対策の強化 コ 高齢者虐待防止の推進</p>	介護従業者	・利用者3人に対し、1人以上(うち1人以上は常勤) ・夜間は夜勤1人以上	管理者	・管理者は、認知症介護に関する専門的な知識及び経験を有し、認知症高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの・常勤 1人(兼務可)	計画作成担当者	・計画作成担当者は、事業所ごとに介護支援専門員を少なくとも1人以上配置する。2人以上配置する場合は、1人が介護支援専門員であれば、その他の計画作成に関し実務経験を有する者でも可 ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	代表者	・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの	<p>(2) 指定基準の概要</p> <p>① 人員に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">管理者</td> <td>常勤 1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの(認知症従事経験要)</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの(認知症従事経験要)</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの</td> </tr> <tr> <td>介護従業者</td> <td>・日 中…通い利用者3人に対して1人訪問介護対応1人 ・夜 間…泊まりと夜間の訪問介護対応のため2人以上(1人宿直可) ※ 常勤1人以上及び看護職員1人以上</td> </tr> </table> <p>② 設備に関する基準</p> <p>※利用者は登録制のサービス利用 ア 1事業所当たりの登録定員 29人以下 イ 「通い」1日当たり定員 登録定員の1/2～18名以下 ウ 「泊まり」の1日当たりの定員 通いの利用定員の1/3～9名以下 エ 複数の小規模多機能事業所の利用は認められない オ 居間及び食堂を合計した面積は、通いの利用定員1人当たり3㎡以上とすること カ 宿泊室の利用定員は1人とし、床面積は、7.43㎡以上とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められた場合は、2人とする事ができる キ 宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば、宿泊専用の個室がない場合であっても差し支えない</p> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅サービス事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの報告 オ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 カ 小規模多機能型居宅介護計画の作成 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 居宅サービス計画の作成 コ 介護等 サ 身分を証する書類の携行 シ 社会生活上の便宜の提供等 ス 調査への協力等 セ 居住機能を担う併設施設等への入居 ソ ハラスメント対策の強化 タ 高齢者虐待防止の推進</p>	管理者	常勤 1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの(認知症従事経験要)	代表者	・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの(認知症従事経験要)	介護支援専門員	1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの	介護従業者	・日 中…通い利用者3人に対して1人訪問介護対応1人 ・夜 間…泊まりと夜間の訪問介護対応のため2人以上(1人宿直可) ※ 常勤1人以上及び看護職員1人以上
認知症対応型通所介護		単独型	利用定員 12人以下																						
		併設型																							
	共用型	利用定員 3人以下																							
介護従業者	・利用者3人に対し、1人以上(うち1人以上は常勤) ・夜間は夜勤1人以上																								
管理者	・管理者は、認知症介護に関する専門的な知識及び経験を有し、認知症高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの・常勤 1人(兼務可)																								
計画作成担当者	・計画作成担当者は、事業所ごとに介護支援専門員を少なくとも1人以上配置する。2人以上配置する場合は、1人が介護支援専門員であれば、その他の計画作成に関し実務経験を有する者でも可 ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの																								
代表者	・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの																								
管理者	常勤 1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの(認知症従事経験要)																								
代表者	・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの(認知症従事経験要)																								
介護支援専門員	1人(事業所内の他の業務との兼務可) ・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの																								
介護従業者	・日 中…通い利用者3人に対して1人訪問介護対応1人 ・夜 間…泊まりと夜間の訪問介護対応のため2人以上(1人宿直可) ※ 常勤1人以上及び看護職員1人以上																								
<p>(3) 主な指定基準</p> <p>① 人員基準 単独型・併設型</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理者</td> <td style="width: 15%;">サービス提供時間に応じて1人以上</td> <td style="width: 70%;">常勤 1人以上</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>単位ごとに2人以上</td> <td rowspan="2">3職種のうち1人以上は常勤</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td></td> <td>1人以上</td> </tr> </table> <p>② 設備基準(単独型・併設型)</p> <p>ア 事務所 イ 相談室 ウ 食堂 エ 機能訓練室 オ 静養室 カ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 キ その他必要な設備や備品</p> <p>ウとエを合計した面積は、3㎡に利用者定員を乗じて得た面積以上</p> <p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 認知症対応型通所介護計画の作成 コ 地域との連携等 サ ハラスメント対策の強化 シ 高齢者虐待防止の推進</p>	管理者	サービス提供時間に応じて1人以上	常勤 1人以上	生活相談員	単位ごとに2人以上	3職種のうち1人以上は常勤	看護職員		介護職員			機能訓練指導員		1人以上	<p>1 ページ</p>										
管理者	サービス提供時間に応じて1人以上	常勤 1人以上																							
生活相談員	単位ごとに2人以上	3職種のうち1人以上は常勤																							
看護職員																									
介護職員																									
機能訓練指導員		1人以上																							

地域密着型サービス事業の概要

4 夜間対応型訪問介護		5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		6 地域密着型特定施設入居者生活介護	
<p>(1) 夜間対応型訪問介護とは 要介護状態となった場合、その利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間の定期的な巡回または通報により居宅を訪問し、排せつ介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間安心して生活を送ることができるようにするための援助を行う。</p> <p>利用者 要介護 1～5</p>		<p>(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは 入居定員29人以下で、要介護者が入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。</p> <p>利用者 要介護 1～5</p>		<p>(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護とは 有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の援助を行う。</p> <p>利用者 要介護 1～5</p>	
<p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p>		<p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p>		<p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p>	
訪問介護員等の員数	オペレーションセンター従業者	介護職員・看護職員	生活相談員	生活相談員	生活相談員
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	栄養士又は管理栄養士	機能訓練指導員	機能訓練指導員	機能訓練指導員
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	介護支援専門員	介護支援専門員	介護支援専門員	介護支援専門員
管理者	専従常勤 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)	居室(ユニット型)	居室(ユニット型)	居室(ユニット型)	居室(ユニット型)
② 設備に関する基準		② 設備に関する基準		② 設備に関する基準	
設備・備品等	ア 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。	共同生活室(ユニット型)	共同生活室(ユニット型)	共同生活室(ユニット型)	共同生活室(ユニット型)
	イ 利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるようオペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等を備える。	浴室	浴室	浴室	浴室
	ウ 利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布する。	洗面設備	洗面設備	洗面設備	洗面設備
③ 運営に関する基準(主な事項)		③ 運営に関する基準(主な事項)		③ 運営に関する基準(主な事項)	
<p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 夜間対応型訪問介護計画の作成 コ 同居家族への提供の禁止 サ 身分を証する書類の携行 シ ハラスメント対策の強化 ス 高齢者虐待防止の推進</p>		<p>ア 入退所 イ 食事 ウ 相談・援助 エ 入所者の入院期間中の取扱い オ 計画担当介護支援専門員の債務 カ 健康管理 キ その他必要な事項 ク ハラスメント対策の強化 ケ 高齢者虐待防止の推進</p>		<p>ア 内容・手続の説明及び契約の締結等 イ 提供の開始等 ウ 法定代理受領サービスの利用者の同意 エ サービスの提供の記録 オ 利用料等の受領 カ 特定施設サービス計画の作成 キ 介護 ク 機能訓練 ケ 健康管理 コ 相談・援助 サ 家族との連携等 シ ハラスメント対策の強化 ス 高齢者虐待防止の推進</p>	

地域密着型サービス事業の概要

7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8 看護小規模多機能型居宅介護	9 地域密着型通所介護																																				
<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは 要介護状態となった場合、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。</p>	<p>(1) 看護小規模多機能型居宅介護とは 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せによるサービスのこと。訪問看護の基本方針と小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行う。</p>	<p>(1) 地域密着型通所介護とは 利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。</p>																																				
<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table>	利用者	要介護 1～5	<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table>	利用者	要介護 1～5	<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>地域密着型通所介護</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table>	利用者	地域密着型通所介護	要介護 1～5																													
利用者	要介護 1～5																																					
利用者	要介護 1～5																																					
利用者	地域密着型通所介護	要介護 1～5																																				
<p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p> <table border="1"> <tr> <td>訪問介護員等の員数</td> <td>オペレーター</td> <td>ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</td> <td>必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>随時訪問サービスを行う訪問介護員等</td> <td>提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訪問看護サービスを行う看護師等</td> <td>常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。</td> </tr> </table>	訪問介護員等の員数	オペレーター	ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。		訪問看護サービスを行う看護師等	常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。	<p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p> <table border="1"> <tr> <td>管理者</td> <td>専従かつ常勤(兼務可) 次のいずれかに該当 a 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を終了したもの b 保健師又は看護師</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>①特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 ②保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 ③保健師または看護師のいずれかの要件に該当する者 (①②は要研修終了)</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>常勤換算方法で2.5以上(1以上は常勤の保健師または看護師) ※指定訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には、指定訪問看護事業所の人員基準を満たすことで人員基準を満たしているものとみなす。</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従</td> </tr> <tr> <td>登録定員 通いサービス 宿泊サービス</td> <td>29人以下 登録定員の「2分の1」～18人 通いサービスの利用定員の「3分の1」～9人</td> </tr> </table>	管理者	専従かつ常勤(兼務可) 次のいずれかに該当 a 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を終了したもの b 保健師又は看護師	代表者	①特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 ②保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 ③保健師または看護師のいずれかの要件に該当する者 (①②は要研修終了)	看護職員	常勤換算方法で2.5以上(1以上は常勤の保健師または看護師) ※指定訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には、指定訪問看護事業所の人員基準を満たすことで人員基準を満たしているものとみなす。	介護支援専門員	居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従	登録定員 通いサービス 宿泊サービス	29人以下 登録定員の「2分の1」～18人 通いサービスの利用定員の「3分の1」～9人	<p>(2) 主な指定基準 ① 人員基準</p> <table border="1"> <tr> <td>管理者</td> <td colspan="2">専従常勤 1人以上(兼務可)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>提供日ごと、サービス提供時間に 応じて1以上</td> <td rowspan="2">2職種のうち1人以上は常勤</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>サービス提供の単位ごとに、常時1人以上確保 ※利用定員が16人以上の場合、計算式に従った配置が必要</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>①利用定員が11人以上の場合 サービス提供の単位ごとに、1以上の必要な数 ②利用定員が10人以下の場合 サービスの提供に当たる看護職員又は介護職員を1以上配置</td> <td>②の場合は、介護職員の考え方で配置可能</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td colspan="2">1以上</td> </tr> </table>	管理者	専従常勤 1人以上(兼務可)		生活相談員	提供日ごと、サービス提供時間に 応じて1以上	2職種のうち1人以上は常勤	介護職員	サービス提供の単位ごとに、常時1人以上確保 ※利用定員が16人以上の場合、計算式に従った配置が必要	看護職員	①利用定員が11人以上の場合 サービス提供の単位ごとに、1以上の必要な数 ②利用定員が10人以下の場合 サービスの提供に当たる看護職員又は介護職員を1以上配置	②の場合は、介護職員の考え方で配置可能	機能訓練指導員	1以上	
訪問介護員等の員数	オペレーター	ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。																																				
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。																																				
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。																																				
	訪問看護サービスを行う看護師等	常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。																																				
管理者	専従かつ常勤(兼務可) 次のいずれかに該当 a 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を終了したもの b 保健師又は看護師																																					
代表者	①特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 ②保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 ③保健師または看護師のいずれかの要件に該当する者 (①②は要研修終了)																																					
看護職員	常勤換算方法で2.5以上(1以上は常勤の保健師または看護師) ※指定訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には、指定訪問看護事業所の人員基準を満たすことで人員基準を満たしているものとみなす。																																					
介護支援専門員	居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従																																					
登録定員 通いサービス 宿泊サービス	29人以下 登録定員の「2分の1」～18人 通いサービスの利用定員の「3分の1」～9人																																					
管理者	専従常勤 1人以上(兼務可)																																					
生活相談員	提供日ごと、サービス提供時間に 応じて1以上	2職種のうち1人以上は常勤																																				
介護職員	サービス提供の単位ごとに、常時1人以上確保 ※利用定員が16人以上の場合、計算式に従った配置が必要																																					
看護職員	①利用定員が11人以上の場合 サービス提供の単位ごとに、1以上の必要な数 ②利用定員が10人以下の場合 サービスの提供に当たる看護職員又は介護職員を1以上配置	②の場合は、介護職員の考え方で配置可能																																				
機能訓練指導員	1以上																																					
<p>管理者 専従常勤 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)</p>	<p>② 設備に関する基準</p> <table border="1"> <tr> <td>設備・備品等</td> <td>居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備える。設備は専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの事業の用に供することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>居間・食堂 適当な広さを有すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宿泊室 個室の定員:1人(必要と認められる場合は2人) 個室の床面積:7.43㎡以上(病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人) 個室以外の宿泊室を設ける場合 合計面積(個室以外)が概ね7.43㎡×(宿泊サービス利用定員一個室の定員数)以上 プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間を面積に参入可)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立地 事業者は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</td> </tr> </table>	設備・備品等	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備える。設備は専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの事業の用に供することを基本とする。		居間・食堂 適当な広さを有すること		宿泊室 個室の定員:1人(必要と認められる場合は2人) 個室の床面積:7.43㎡以上(病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人) 個室以外の宿泊室を設ける場合 合計面積(個室以外)が概ね7.43㎡×(宿泊サービス利用定員一個室の定員数)以上 プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間を面積に参入可)		立地 事業者は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	<p>② 設備基準 ア 事務所 イ 相談室 ウ 食堂 エ 機能訓練室 オ 静養室 カ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 キ その他必要な設備や備品</p>																												
設備・備品等	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備える。設備は専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの事業の用に供することを基本とする。																																					
	居間・食堂 適当な広さを有すること																																					
	宿泊室 個室の定員:1人(必要と認められる場合は2人) 個室の床面積:7.43㎡以上(病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人) 個室以外の宿泊室を設ける場合 合計面積(個室以外)が概ね7.43㎡×(宿泊サービス利用定員一個室の定員数)以上 プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間を面積に参入可)																																					
	立地 事業者は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。																																					
<p>② 設備に関する基準</p> <p>ア必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。 イ利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるよう事業所ごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等を備える。 ウ利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーターに通報できるケアコール端末を配布する。</p>	<p>② 設備に関する基準</p> <p>ア必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。 イ利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるよう事業所ごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等を備える。 ウ利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーターに通報できるケアコール端末を配布する。</p>	<p>ウとエを合計した面積は、3㎡に 利用者定員を乗じて得た面積以上</p>																																				
<p>③ 運営に関する基準(主な事項) ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 身分を証する書類の携行 キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ク サービスの提供の記録 ケ 利用料等の受領 コ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 サ 同居家族への提供の禁止 シ ハラスメント対策の強化 ス 高齢者虐待防止の推進</p>	<p>③ 運営に関する基準(主な事項) ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅サービス事業者等との連携 エ 身分を証する書類の携行 オ サービスの提供の記録 カ 利用料等の受領 キ 主治医との関係 ク 居宅サービス計画の作成 ケ 法定代理受領サービスの報告 コ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 サ 看護小規模多機能型居宅介護計画・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 シ 介護等 ス 社会生活上の便宜の提供等 セ 調査への協力等 ソ 居住機能を担う併設施設等への入居 タ ハラスメント対策の強化 チ 高齢者虐待防止の推進</p>	<p>③ 運営に関する主な基準(主な事項) ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 地域密着型通所介護計画の作成 コ 地域との連携等 サ ハラスメント対策の強化 シ 高齢者虐待防止の推進</p>																																				